

あなたの
声を…

～市民意見提出手続き（パブリックコメント）～

寄せられた意見の概要や検討結果をお知らせします！

下記の一覧表は、市民の皆さんからお寄せいただいた意見を要約し、市の考え方をまとめたものです。全文については、市HPをご覧ください。

都市と農業が共生するまちづくりモデルプラン（素案）【抜粋】◆産業振興課 保（☎438－4044）

【公表日】 4月12日(月) 【意見募集期間】 2月15日(月)～26日(金) 【意見件数】 12件（4人）

お寄せいただいた意見	市の検討結果
「西東京市の農業・農地の課題」がこのプランの実行によりどのように解決するのか明確ではない。あるいは、このプランにより解決を目指している課題がどれなのかが不明である。 (件数：1件)	都市農地が有している多面的機能を再評価して都市農地の保全を目指すものです。
農地保全を目的として、ボランティアなどを活用する事により、人が住みよく緑いっぱいの西東京市をどうか残して欲しい。 (件数：1件)	貴重なご意見として、参考にさせていただきます。
24ページ「共生したまち」の将来イメージを記述してほしい。 (件数：1件)	将来イメージについては、43ページに展開イメージとして記述しています。今後につきましては、(仮称) 西東京市都市と農業が共生するまちづくり推進協議会で検討を行っていきます。
34ページ東大農場を中心的なセンターとして活用するのであれば日曜日にも開放することを検討課題とすること。 (件数：1件)	ご意見のとおり今後の検討課題とさせていただきます。

農業振興計画（中間見直し）◆産業振興課 保（☎438－4044）

【公表日】 4月12日(月) 【意見募集期間】 11月30日(月)～12月11日(金) 【意見件数】 4件（1人）

お寄せいただいた意見	市の検討結果
市民農園の応募者数、当選者数の公表。 (件数：1件)	公表に向け検討させていただきます。
市民農園の近隣市との相互利用。 (件数：1件)	貴重なご意見として、参考にさせていただきます。利用形態や利用者負担金などが各市で異なるため、計画に位置づけることは難しいと考えます。
現在利用されていない道路予定地などを借り受けて市民農園としての利用。 (件数：1件)	利用目的が道路であるため、道路予定地を市民農園としての利用は難しいと考えます。
市民農園利用者からなる農園管理組合の組織化。 (件数：1件)	利用者のマナー意識の啓発などを進めながら、自主的な農園管理組合の組織化の育成について進めていきたいと考えます。

後期高齢者医療保険料の平成22・23年度の保険料率が決まりました

後期高齢者医療保険料の保険料率は、2年ごとに見直され、原則として、東京都内で均一となります。この制度は、平成20年4月に創設された制度で、平成22年度から保険料率が改定となります。

平成22年1月の東京都後期高齢者医療広域連合議会において、平成22年度における保険料および軽減措置が決定しました。

なお、保険料軽減対策として、構成団体である都内の市区町村では一般財源を投入しています。当市では、1億5,000万円を負担する予定です。

◆保険年金課 田（☎460－9823）

保険料の決め方

東京都の保険料		均等割額		所得割額
限度額50万円	=	被保険者 1人当たり 3万7,800円	×	賦課のもととなる所得 金額(※1)×東京都の 所得割率7.18%(※2)

※1 賦課のもととなる所得金額とは、旧ただし書き所得のことで、前年の総所得および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額などの合計から基礎控除額33万円を控除した額です。（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません）。

※2 東京都の所得割率は、平成20・21年度は、6.56%でした。平成22年度における所得割の率は7.18%となりますので、0.62%の増額となります。

保険料納付書などの送付

4月の年金から平成22年度の保険料が引き落されている方は、平成20年中の所得に応じた仮の徴収となります。平成21年中の所得に応じた保険料は、7月中旬ごろに決定通知などを送付します。

広域連合では、後期高齢者医療制度について、HP「東京いきいきネット」で情報提供を行っています。

HP <http://www.tokyo-ikiiki.net>

保険料の軽減

所得に応じて、保険料の軽減があります（軽減には、確定申告をはじめ、所得の申告などが必要です）。

①均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療保険被保険者全員と、世帯主の「所得金額を合計した額」（65歳以上で公的年金等控除を受けた方は、年金所得からさらに高齢者特別控除15万円を差引いた額）をもとにした軽減があります。

所得金額の合計が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
基礎控除額（33万円）	8.5割
8.5割軽減を受ける世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下でその他の所得がない場合	9割
基礎控除額（33万円）＋（24.5万円×被保険者の数（被保険者である世帯主を除く））	5割
基礎控除額（33万円）＋（35万円×被保険者の数）	2割

※均等割額8.5割軽減の方は、平成22年度は5,600円となります。これまでは、国の政策に基づき、制度発足時の平成20年度保険料のみの特別措置として、5,600円の年間保険料を5,400円に変更した経緯があります。また、平成21年度の保険料は、国から本来の算定とする旨の通知がありましたが、5,400円に据置いた経緯があります。しかし、平成22年度からは、年間保険料を5,600円とする原則どりの保険料算定となりました。

②所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとにした軽減があります。

賦課のもととなる所得金額（旧ただし書き所得） 年金収入のみの場合	軽減割合
①15万円（年金収入168万円）以下	全額
②20万円（年金収入173万円）以下	75%
③58万円（年金収入211万円）以下	50%

※①、②については、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減策です。

③会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の保険料の軽減
後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方は、所得割額が無料になり、均等割額が9割軽減された額(3,700円)のみとなります。